

議会改革推進委員会次第

日 時 令和6年5月20日(月)

広報広聴委員会終了後

場 所 清川村庁舎 3階 第2・3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

(1) 議会基本条例について

(2) その他

4 閉 会

県内（町）議会基本条例策定内容

自治体名	施行日	前文有無	条数	内容
葉山町	H21. 10. 1	有	21条	<p>(目的) (議会の運営原則及び説明責任) (議員の責務及び活動原則) (会派) (町民の議会への参加及び町民との連携) (付属機関の設置) (広報機能の充 実) (委員会の公開) (長等との関係の基本原則) (政策立案及び政策提言) (議会審議における論点情報の形成) (議会の議決事件) (活発な議論による合 意形成) (政策活動費) (議員定数及び議員報酬) (政治倫理) (議会改革の推 進) (議会事務局の体制整備及び予算の確保) (最高規範性) (議員研修) (検 討)</p>
二宮町	H25. 4. 1	有	27条	<p>(目的) (条例の位置づけ) (議会の活動原則) (議員の活動原則) (議員の政 治倫理) (会派) (議会運営の原則) (委員会活動) (自由討議) (政策討議) (政務活動費) (会議の原則公開) (議会情報の公開及び広報) (議会報告会及 び意見交換会) (請願及び陳情) (意見提案手続き) (町長等との関係) (町長 等の政策形成過程の説明) (議会の議決事件) (議員の研修) (議会事務局の機 能充実) (図書資料の充実) (予算の確保) (危機管理) (条例の継承) (条例 の改正) (議会基本条例推進委員会の設置)</p>
箱根町	H25. 4. 1	有	22条	<p>(目的) (議会の活動原則) (議員の活動原則) (会派) (町民参加及び町民と の連携) (議員と町長等執行機関の関係) (議会審議における論点情報の形成) (予算及び決算における政策説明) (議決事件) (議会の合意形成) (委員会の 活動) (政務活動費の執行及び公開) (議員研修の充実強化) (議会事務局の体 制整備) (議会図書室の充実) (議員の政治倫理) (議員定数) (議員報酬) (最高規範性) (議会及び議員の責務) (見直し手続)</p>

自治体名	施行日	前文有無	条数	内容
真鶴町	H24. 7. 1	有	22条	<p>(目的) (最高規範性) (議会の活動原則) (議員の活動原則) (町民参加及び町民との連携) (議会報告会の開催) (町長等との関係に関する基本原則) (緊密な関係構築のための方策) (政策等の形成過程に関する説明) (予算・決算における説明資料の作成) (議決権の行使及び政策の提言等) (地方自治法第96条第2項の議決事件) (自由討議による合意形成) (議会防災活動) (議員研修の充実強化) (議会広報の充実) (議会事務局の体制整備) (議会図書室の整備) (議員定数) (議員報酬) (議員の政治倫理) (見直し手続)</p>
湯河原町	H19. 4. 1	有	15条	<p>(目的) (議会の使命) (議会の運営原則) (議員の責務) (重要施策の審議等) (議会の議決事件) (議会における自由討議の拡大) (会派の活動) (議会の開催) (議員の懲罰) (議会の組織) (議会の事務局等) (議員の研修) (議員の定数及び報酬) (この条例の性格等)</p>
愛川町	H23. 7. 1	有	20条	<p>(目的) (最高規範性) (議会の活動原則と責任) (議員の使命及び政治倫理) (会派) (自由討議による合意形成) (委員会の充実強化) (情報の公開及び提供) (議会への町民参加) (意見交換会) (町長等と議会の関係) (議会の議決事項) (重要施策の審議及び説明) (予算及び決算の審議等) (議員研修の充実) (議会事務局の体制整備等) (議会図書室の充実) (議員定数及び議員報酬) (政務活動費) (検証及び見直し)</p>
開成町	H22. 4. 1	有	20条	<p>(目的) (議会・議員の責務) (議会の活動原則) (議員の活動原則) (町民参加及び情報の共有) (町長等と議会・議員の関係) (町長による政策形成過程等の説明) (予算・決算における政策説明) (議決事件の拡大) (通年議会) (自由討議による合意形成) (委員会活動) (議員研修の充実) (議会広報の充実) (議会事務局の体制整備) (議会図書室の充実) (議員定数及び議員報酬) (議員の政治倫理) (最高規範性) (見直し手続)</p>

自治体名	施行日	前文有無	条数	内容
大磯町	H21.11.1	有	16条	(目的) (議会の使命) (議会活動の原則) (議員の責務) (町民と議会の関係) (町長と議会及び議員の関係) (重要施策の審議等) (議会の議決事件) (議会における自由討議の拡大) (議会の組織) (政務活動費) (議会事務局の体制整備等) (議員の研修) (議会広報の充実) (議員の政治倫理) (この条例の性格等)
大井町	H21.1.1	有	15条	(目的) (議会の活動原則) (議員の活動原則) (町長と議会及び議員の関係) (議会の議決事件) (重要施策の審議等) (議会における自由討議の拡大) (議会の組織) (議会図書室の設置、公開) (議会事務局の体制整備等) (議員の研修等) (議会広報の充実) (議員定数及び議員報酬) (議員の政治倫理) (この条例の性格等)
中井町	H25.4.1	有	24条	(目的) (議会の基本原則) (議員活動の基本原則) (情報提供) (会議の原則公開) (参考人・公聴会) (請願・陳情) (意見交換の場) (議会報告会) (議会広報等) (政策提案) (一問一答形式及び反問権) (政策等の形成過程の説明) (予算・決算における政策説明資料の作成) (議決事件) (自由討議の拡大) (適切な議会費の確立) (議会事務局の体制整備) (政務活動費) (議員定数) (議員報酬) (政治倫理) (最高規範性) (議会改革の推進及び見直し手続)
松田町	H30.10.1	有	11条	(目的) (最高規範) (議会の責務) (議会の活動) (議会の議決事項) (議員活動) (議会と町民との関係) (陳情・請願権の保障) (議会と町長等との関係) (災害時の対応) (見直し手続)
山北町	H27.1.1	有	9条	(目的) (議会の役割) (議会の活動原則) (議員の活動原則) (町民と議会の関係) (議会及び議員と町長との関係) (最高規範) (議会及び議員の責務) (見直し手続)

想定できる規定内容	前文：①目的②最高規範③議会の責務④議員の責務⑤議会の活動原則⑥議員の活動原則⑦議員の研修⑧議会と村民の関係⑨議会と村長及び執行機関との関係⑩検討・見直し等
良く使われている規定内容	①議会事務局の体制整備②議会の議決事項③議員定数及び議員報酬④議会広報の充実